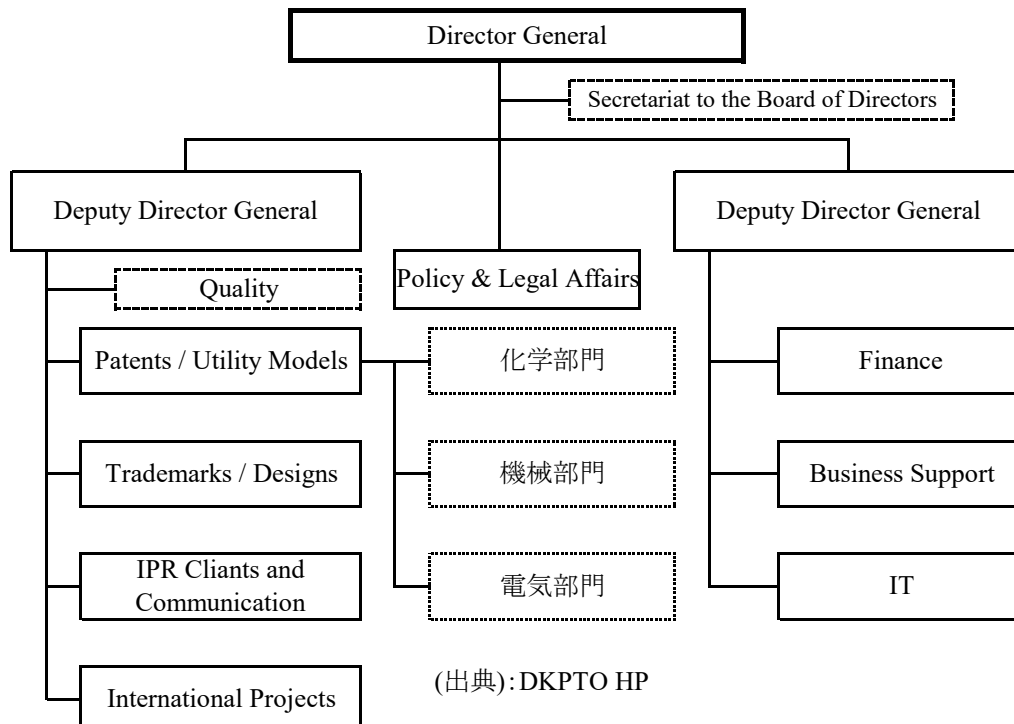


①国名	Kingdom of Denmark (DK) (デンマーク王国)				
②名称	Ministry of Economic and Business Affairs / Danish Patent and Trademark Office (DKPTO)				
③所在地	The Danish Patent and Trademark Office, Helgeshoej Alle 81, 2630 Taastrup, Denmark				
④連絡先	(電話) (45) 4350 8000	(FAX) (45) 4350 8001			
	(E-mail) pvs@dkpto.dk	(internet) http://www.dkpto.org			
⑤組織の長	Director General: Mr. Sune Stampe Sørensen				
⑥沿革	<p>(1) 1960年～1989年は秘密特許法が施行された。その間、1983年に医薬品発明に関する政令、1988年に食料の発明及び食料製法に関する施行令、また1992年には特許及び補足的保護証明書に関する政令が施行された。そして、1996年に、法律第824号により統合された特許法が施行された。</p> <p>(2) 1992年に実用新案登録出願、審査及び登録その他の手続きに関する政令が施行され、そして、1998年に統合実用新案法が施行された。</p> <p>(3) 1970年に意匠規則の改正が行われ、そして1989年に統合意匠法が施行された。</p> <p>(4) 1991年に団体商標法及び団体商標出願及び登録に関する政令の改正が行われ、そして1997年に統合商標法が施行された。この1991年の改正は、1988年のEC指令第89/104と整合している。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標				
⑩加盟条約	WIPO 1970/4/26	ベルヌ 1903/7/1	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1894/10/1	PLT 2005/4/28	レコード保護 1977/3/24	ローマ 1965/9/23
	シンガポール 2009/3/16	TLT 1998/1/28	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14
	ブタペスト 1985/7/1	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト		ジュネーブアクト 2008/12/9	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ 1996/2/13	PCT 1978/12/1	ロカルノ 1971/4/27	ニース 1961/11/30
	ストラスブール 1975/10/7	ウィーン	WTO 1995/1/1		

①国名	Kingdom of Denmark (DK) (デンマーク王国)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	1,772	1,501	1,579	1,478
		(内 外国出願)	282	239	228	217
		(内 日本から)	6	10	4	6
		(内 PCTルート)	81	93	86	78
	実用新案	全数	132	92	110	140
		(内 外国出願)	32	22	30	35
	意匠	全数	197	228	187	217
		(内 外国出願)	89	70	91	86
		(内 日本から)		4	2	4
	商標	全数	4,300	4,100	4,213	3,900
		(内 外国出願)	1,746	1,708	1,792	1,675
		(内 日本から)	24	22	24	28
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	419	322	501	353
		(内 外国出願)	176	127	210	134
		(内 日本から)	6	3	2	6
		(内 PCTルート)	88	53	105	70
	実用新案	全数	120	108	80	101
		(内 外国出願)	28	30	20	32
	意匠	全数	154	150	139	177
		(内 外国出願)	85	60	67	85
		(内 日本から)		2	3	3
	商標	全数	4,183	4,061	3,498	3,648
		(内 外国出願)	2,023	1,849	1,780	1,684
		(内 日本から)	36	24	28	44
	出典: WIPO IP Statistics					

⑫ 組 織

〈組織図〉 DKPTOはMinistry of Economic and Business Affairs(経済及び商業省)の下部組織である。



①国名	Kingdom of Denmark (DK) (デンマーク王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2017年2月26日版 特許法
	③地理的効力の範囲	デンマーク国内特許は、フェロー諸島及びグリーンランドにも効力を有する。しかしながら、欧州特許条約はデンマークについてのみ批准されているため、デンマークにおいて有効な欧州特許は、フェロー諸島及びグリーンランドには及ばない。
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第1条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願に関する全ての事項について出願人を代表させるために、欧州経済地域(EEA)在住の代理人を選任。(特許法第12条,第66条)
	⑦出願言語	デンマーク語又は英語。ただし、特許付与の場合は、クレームはデンマーク語(特許法施行規則 6)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (特許法第40条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第2条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。(特許法第2条(6)) (1) 出願人又は前権利者に対する明白な濫用による開示日から6月 (2) 公の又は公認の国際博覧会における展示日から6月
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学上の方法 (2) 芸術的創作物 (3) 精神作用、ゲーム又は業務を行うための計画、規則又は方法 (4) コンピュータ・プログラム (5) 情報の提示 (6) 人間又は体に施される外科的又は治療的方法、及び診断方法による人間又は動物の体の処置方法 (7) 公序良俗に反するもの (8) 植物及び動物の品種、及び動植物生産のための本質的に生物学的な方法 (9) その形成及び発達の様々な段階における人体、並びに遺伝子の配列又は部分的配列を含め、人体の1要素についての単なる発見 (10) 人間をクローン化する方法、生殖細胞系遺伝子の同一性を変更する方法、人間の胚を興行場又は商業上の目的で使用すること、及び動物の遺伝子同一性を変更方法であって、人間又は動物に実質的な医学的利益をもたらすことなく、その動物に苦しみを与える虞のあるもの及びその方法によって生じる動物 (特許法第1条(2)~(5)、第1a条、第1b条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第19条)
	⑬審査請求制度の有無	無。ただし、請求により国際調査機関の調査を行う(特許法第9条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願のファイルは、出願日又は優先日から18月経過後に公開され、公衆の閲覧に供される。(特許法第22条(2))
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も特許付与の公告日から9月以内に特許付与に対する異議申立を行うことができる。(付与後異議申立制度) (特許法第21条(1))
	⑰無効審判制度の有無	付与後異議申立制度: 有。何人も、特許付与の公告日から9月以内に特許付与に対する異議申立を行うことができる。(特許法第21条(1)) 無効審判制度: 無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所へ提訴することができる。(特許法第52条(1))
	⑱実施義務	有。特許出願日から4年、及び特許付与日から3年経過時に、特許発明がデンマークにおいて適切に実施されない場合には、強制実施権設定の対象となる。(特許法第45条(1))

①国名	Kingdom of Denmark (DK) (デンマーク王国)	
⑱費用 単位 DKK (デンマーク ・クローネ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	3,000 DKK 300 DKK(10を超える各クレームにつき)
	審査請求料	
	公告料	2,850 DKK(ページ数が35ページまで)
		80 DKK(ページ数が35を超える各ページにつき)
	[特許権維持に掛かる費用]	
	年金	
	1年次	500 DKK 8年次 1,800 DKK 15年次 3,600 DKK
	2年次	500 DKK 9年次 2,050 DKK 16年次 3,900 DKK
	3年次	500 DKK 10年次 2,300 DKK 17年次 4,200 DKK
	4年次	1,100 DKK 11年次 2,550 DKK 18年次 4,500 DKK
	5年次	1,250 DKK 12年次 2,800 DKK 19年次 4,900 DKK
	6年次	1,400 DKK 13年次 3,050 DKK 20年次 5,100 DKK
7年次	1,600 DKK 14年次 3,300 DKK	
⑳料金減免措置の有無	無。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Kingdom of Denmark (DK) (デンマーク王国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2017年2月26日統合法No.220
	③地理的効力の範囲	デンマーク国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (実用新案法第1条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。デンマークに非居住の出願人は、欧州経済地域(EEA)に居住する代理人を選任。 (実用新案法第62条)
	⑦出願言語	出願書類における説明、クレーム及び要約はデンマーク語又は英語。その他の書類は、デンマーク語、ノルウェー語又はスウェーデン語又は英語。 (実用新案法施行規則6(1))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から3年。更新期間を3年及び4年として各1回更新することができる。 (実用新案法第38条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (実用新案法第5条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 出願人又は前権利者に対する明白な濫用による開示日から6月 (2) 公の又は公認の国際博覧会における展示日から6月 (実用新案法第5条(3))
	⑪不登録対象	(1) 発見, 科学的理論, 及び数学的方法 (2) 審美的考案 (3) 精神的行為, ゲーム若しくは事業をなす計画, 規則, 方法, 又はコンピュータ・プログラム (4) 情報の提示 (5) 戦争資材 (6) 方法 (7) 植物又は動物の品種 (8) その形成及び発達の様々な段階における人体, 並びに遺伝子の配列又は部分的配列を含め, 人体の1要素についての単なる発見 (9) 公共の秩序又は道徳に反することになる考案 (実用新案法第2条, 第3条, 第4条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。不登録要件は審査する。請求により新規性、進歩性も審査する。 (実用新案法第20条(4))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願要件を満たしていると登録され、公報にその登録が公告(公開)される。この公告は、出願人から請求があった場合を除いて、出願日(又は優先日)から15月経過するまでは行われない。(実用新案法第21条,第24条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所へ提訴することができる。 (実用新案法第47条)
	⑱実施義務	有。合法的な理由なしの不実施は、強制実施権設定の対象となる。 (実用新案法第41条)

①国名	Kingdom of Denmark (DK) (デンマーク王国)	
	⑱費用 単位 DKK (デンマーク ・クローネ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 2,000 DKK 優先権主張料 審査請求料 登録料 [実用新案権維持に掛かる費用] 年金 2,000 DKK(最初の更新時) 3,000 DKK(2回目の更新時)
	⑳料金減免措置 の有無	無。
	㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。

①国名	Kingdom of Denmark (DK) (デンマーク王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日 の施行年月日	2017年2月26日統合版No.219
	③地理的効力の範囲	デンマーク国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(EUIPO)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (意匠法第1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	有。欧州経済地域(EEA)在住の代理人を選任しなければならない。 (意匠法第47条)
	⑦出願言語	願書及び願書の添付書類は、デンマーク語、ノールウェー語、スウェーデン語又は英語。 (願書及び願書の添付書類を上記以外の言語で作成時には、翻訳文の提出が必要) (意匠法施行規則 3(1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。請求により5年を単位として4回更新できる(最長25年)。 (意匠法第23条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第3条(2)、(3))
	⑩「グレースピリオド」	有。次のケースが規定されている。 (1) 公の又は公認の国際博覧会における展示においては、展示日から6月 (意匠法第16条(4)) (2) 創作者又は権原の承継者が関連する措置による意匠の公表時は、公表日から12月 (意匠法第6条)
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する意匠 (2) その意匠の出願日又は優先日後、公衆の利用に供されている先の意匠に抵触している意匠 (3) パリ条約に記載されている品目の使用、又は記載されていないが、特別な公益性を有する他の記章、紋章及び紋章入りの盾の使用を構成している意匠 (4) 他人の事業に係わる商標、商号又は識別標識を含んでいる意匠 (5) 著作権関連諸法によって保護されている著作物の使用を構成する意匠 (6) 専ら技術的機能によってのみ要求されている製品外観についての意匠 (7) 意匠の利用対象の製品を、他の製品に機械的に連結する又は他の製品に設置することを可能にし、何れの製品もその機能を遂行できるように正確な形状及び寸法で複製することが必要とされる製品外観についての意匠 (意匠法第7条(1)、第8条(1))
	⑫実体審査の有無	無。ただし、出願人の請求があれば、実体審査が行われる。 請求がなければ行われない。 (意匠法第18条、第17条)
	⑬審査請求制度の有無	無。ただし、出願人の請求により実体審査が行われるためこれを実体審査とみることできる。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。複合製品の構成部品の意匠は、次の要件が満たされる場合に保護される。 (1) 当該部品が複合製品の中に組み入れられた後もその通常の使用の際に目視できる状態にあること (2) 当該部品の目視可能な特徴が、それ自体として新規性及び独自性の要件を満たしていること (意匠法第4条)
	⑯関連意匠制度の有無	有。 (意匠法第15条)
	⑰「組物」の意匠の有無	有。 (意匠規則第4条(4))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。

①国名	Kingdom of Denmark (DK) (デンマーク王国)	
⑱出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が登録されたときは、その登録が公報により公告(公開)される。(意匠法第18条)	
㉓秘密意匠制度の有無	有。出願日から6月の期間内で意匠の公告(公開)を延期することができる。(意匠法第18条)	
㉑異議申立制度の有無	無。	
㉒無効審判制度の有無	有。(意匠法第25条)	
㉔登録表示義務	無。	
㉕費用 単位 DKK (デンマーク・クローネ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	1,200 DKK(1意匠、1分類につき)
		700 DKK(1超の各意匠につき)
		400 DKK(1超の各分類につき)
	登録料	
㉖料金減免措置	無。	

①国名	Kingdom of Denmark (DK) (デンマーク王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2017年2月26日統合版No.223
	③地理的効力の範囲	デンマーク国内 (商標法第63条)
	④他国制度との関連	欧州連合(EU)加盟国(EUIPO)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標 (商標規則第38条)
	⑥商標の種類	文字、数字、画像、図案及び商品の形状、飾り又は包装(商標法第2条) 立体商標、ホログラム、音響商標(商標規則第12条)
	⑦出願人資格	商標を使用する者(自然人、法人) (商標法第1条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第15条(1))
	⑨本国登録要件	有 (商標法第35条(1))
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。特許商標庁は、欧州経済地域に居住している代理人を選任するよう求めることがで (商標法第37条)
	⑪出願言語	デンマーク語、英語、スウェーデン語又はノルウェー語 上記以外の場合は翻訳文を提出(商標規則第5条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日となる出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第26条)
	⑬グレースピリオド	有。公の又は公認の国際博覧会における展示日から6月以内に出願すれば 展示日に出願したとみなされる。 (商標法第19条)
	⑭不登録対象	(1) 商標の識別性を含め、商標を構成できない標章 (2) 取引において商品又は役務に監視、その種類、品質、数量、用途、価値、地理的 原産地、商品又は役務の提供の時期、商品又は役務についてのそれ以外の特徴を 示すために使用することができる標章 (3) 日常用語又は確立した商習慣において商品又は役務を支持するために慣用され ている標章又は表示のみをもって構成される表彰 (4) 法律、公の秩序又は道徳に反する商標 (5) 商品又は役務の種類、品質又は地理的原産地等について、公衆に誤認混同を生 じさせるおそれがある標章 (6) 条約の要請により拒絶されるべき標章、及び公益に属する徽章、記章及び盾型紋 章を含んでいる標章 (7) 他の当事者が法的権原を有する個人名若しくは企業名又は他人の肖像と解釈さ れる要素を、その構成要素としているか、又は含んでいる標章、又は他の当事者の 不動産に関する識別性のある名称又は画像を含んでいる標章 (8) 他の当事者の保護をうけている文学的又は芸術的著作物に属する識別性のある 名称と解釈される要素を、その構成要素としているか又は含んでいる標章、又は前 記の著作物における著作権又は写真についての他の当事者の権利又は他の当事 者の産業財産権を侵害する標章 (9) 先の商標と同一かつ商品又はサービスが同一 (10) 先の商標と同一又は類似かつ商品又はサービスが同一又は類似で混同の虞が 存在 (商標法第13条～第15条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第15条(3)(ii))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件、登録の可能性及び先願と抵触する登録及び出願に関する審査が行わ れる。 (商標法第20条)

①国名	Kingdom of Denmark (DK) (デンマーク王国)	
	⑱審査請求制度 の有無	無。

①国名	Kingdom of Denmark (DK) (デンマーク王国)	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は受理、登録後、公報により公告(公開)される。 (商標法第22条)	
㉒異議申立制度の有無	有。何人も、登録の公告日から2月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第23条)	
㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所へ提訴することができる。 (商標法第28条、第29条)	
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。登録日から5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第25条(1))	
㉕商標分類	国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。 (商標法第25条)	
㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)は採用している。(ウィーン協定には未加盟)	
㉗譲渡要件	無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第40条(1))	
㉘費用 単位 DKK (デンマーク・クローネ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 2,350 DKK(3分類まで) 600 DKK(3分類超の各分類)</p> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料 2,800 DKK(3分類まで) 600 DKK(3分類超の各分類)</p>	
㉙料金減免措置の有無	無。	